

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年8月26日
【会社名】	株式会社メディカルネット
【英訳名】	Medical Net, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長CEO 平川 大
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区幡ヶ谷一丁目34番14号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役会長CEO平川大は、当社及び連結子会社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2026年5月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠いたしました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定いたしました。当該必要な範囲は、当社グループの売上高全体の95%をカバーする範囲以外にも連結子会社化して間もない子会社等の質的要素を考慮しております。その結果、当社及び連結子会社5社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果及び前連結会計年度における決算・財務報告プロセスにおける開示すべき重要な不備を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。なお、連結子会社4社については、金額的及び質的重要性並びにその発生可能性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性を考慮し、当社グループの事業拠点の重要性を判断する指標としては、経営管理の観点から重視している収益規模を示す指標である売上高、事業規模を示す指標である総資産といたしました。各事業拠点の前連結会計年度の売上高の金額合計が当社グループの売上高の概ね3分の2及び各事業拠点の前連結会計年度の総資産の金額合計が当社グループの総資産の概ね3分の2に達している事業拠点を「重要な事業拠点」といたしました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として、販売活動において多額に計上される売上高、売掛金、商品及び売上原価に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして、主に貸倒引当金、賞与引当金の計上、のれんの評価、投資有価証券及び関係会社株式の評価、固定資産の減損、税金計算（繰延税金資産・未払法人税等）に係る業務プロセスを評価対象に追加しております。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4【付記事項】

当社は前事業年度の決算業務において、子会社の連結の範囲からの除外については、複雑で難解な会計処理が必要でありましたが、会計基準及びその適用方法の理解が不十分であり、連結除外に関する準備が遅延し、本来実施すべき外部専門家や会計監査人への相談が不足したことから、状況に対応した手順書やワークシートの改善が徹底されておりました。

また、適切な経理・決算業務のための必要かつ十分な専門知識が不足していたため、重要な事象や状況の変化に対する会計基準の適合性に関する検証の精度が不足しておりました。

当社は2025年5月期の決算業務において、連結の範囲から除外した株式会社ミルテルに係る会計処理等に時間を要し、決算数値の確認、承認手続きが不十分となり、会計監査人の監査の過程で以下の不備があることが判明し、2025年8月27日に提出した第24期内部統制報告書にて財務報告に係る内部統制に開示すべき重要な不備がある旨の報告を行いました。

- （1）決算手続に必要な正確かつ網羅的な情報を把握するための体制が不十分である。
- （2）重要な事象や状況の変化に対応した手順書やワークシートの改善が徹底されていない。

- (3) 信頼性のある財務報告の作成に必要な体制、開示事項の作成に関する社内のチェック体制が不十分である。
- (4) 連結子会社の責任者の決算への認識及び会計の知識が不足しており、情報伝達に時間を要しているため、検討、整理に時間を掛けられていない。

当事業年度においては、上記の開示すべき重要な不備に対し以下の再発防止策を実行し、内部統制の改善を図ってまいりました。

- (1) 決算・財務報告プロセスにおける検証機能の強化
 - ・ 重要な会計処理や状況の変化に関する早期の検討実施と外部専門家及び会計監査人との早期のコミュニケーションの実施
 - ・ 膨大且つ複雑な決算手続きに関する基礎資料となるワークシートの網羅性、正確性を担保できるよう再構築
 - ・ 重要な事象や状況の変化に対する会計基準の適合性を踏まえた手順書、チェックリストの整備
- (2) 会計処理を適時適切に実施するための人員補強等
 - ・ 十分な経理知識を有する者の新規採用を含む人材の補強
 - ・ 複数人によるチェック体制を整備し属人的にならない体制の確立
 - ・ 経理責任者及び実務者の知識向上のための継続的な研修参加機会の確保

上記の結果、当事業年度末時点において開示すべき重要な不備が是正されていることを確認し、当事業年度末日時点における財務報告に係る内部統制の評価結果は有効であると判断いたしました。

5 【特記事項】

該当事項はありません。